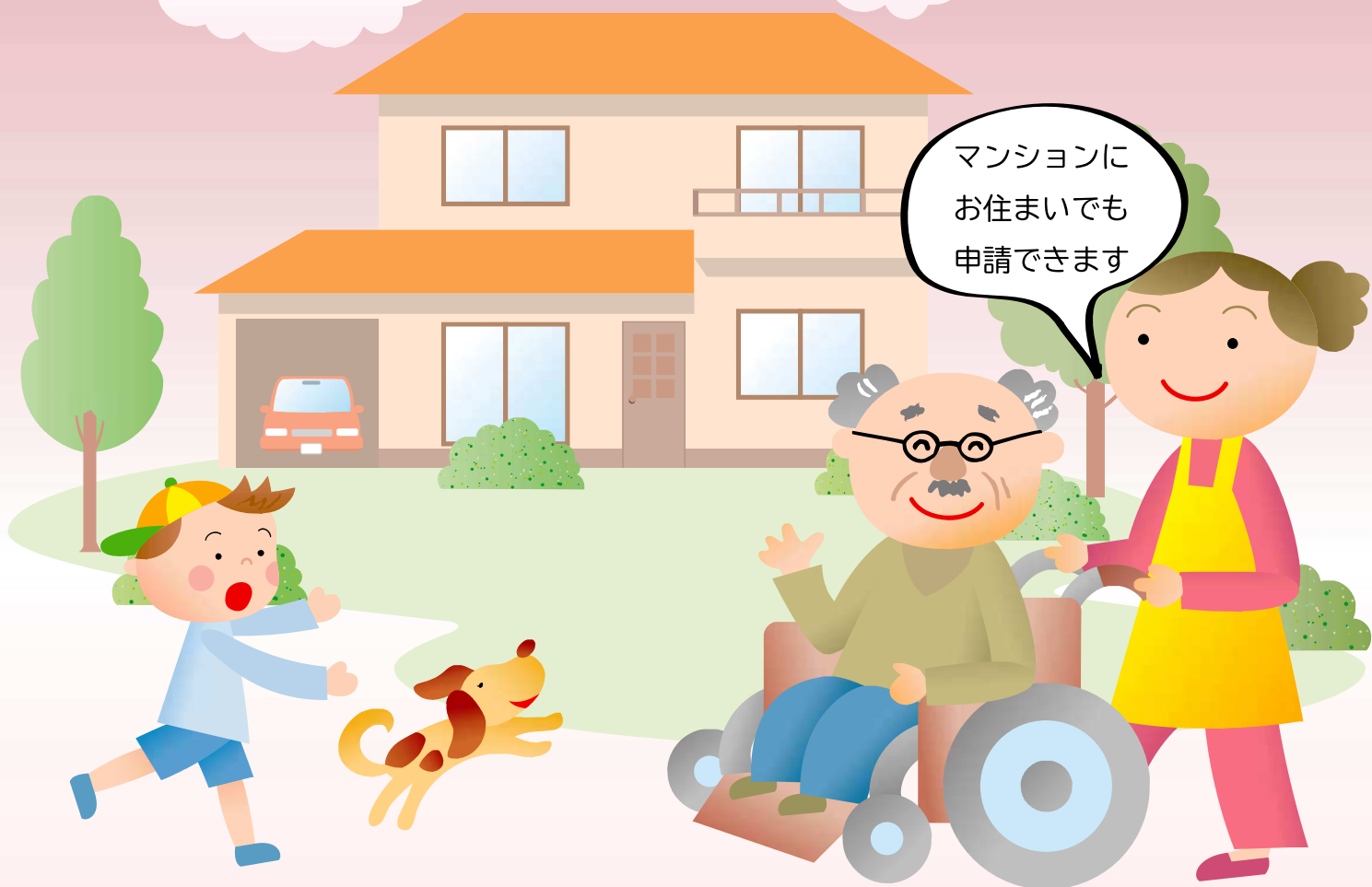


# 住宅のバリアフリー改造 を支援します

西宮市 人生いきいき住宅改造助成事業



対象者に応じて制度の内容が異なります。  
詳しくは下記までお気軽にお問合せください。

ホームページ

西宮市 住宅改造助成

検索

## 一般型

65歳以上の方がいる世帯

※特別型の対象者がいる世帯は除く

担当：すまいづくり推進課【西宮市役所 第二庁舎 11階】

TEL: (0798) - 35 - 3778

## 共用型

マンションの管理組合（マンション共用部）

担当：すまいづくり推進課【西宮市役所 第二庁舎 11階】

TEL: (0798) - 35 - 3778

## 特別型

介護保険制度の要支援・要介護認定を  
受けている方がいる世帯

担当：介護保険課【西宮市役所 本庁舎 1階】

TEL: (0798) - 35 - 3048

## 特別型

身体障害者手帳・療育手帳の交付を  
受けている方がいる世帯

担当：生活支援課【西宮市役所 本庁舎 1階】

TEL: (0798) - 35 - 3157

## 一般型

### すまいづくり推進課

対象者	次の①、②のいずれかに該当する世帯 ①65歳以上の方がいる世帯 ②あんしん賃貸住宅として登録されている住宅の所有者
事業内容	既存住宅のバリアフリー改造工事費の一部を助成
助成要件	次の[A]、[B]の実施が必要です。 [A] 2箇所以上の手すり取り付けまたは屋内の段差解消 [B] 耐震診断の実施 ※昭和56年6月以降に建築された戸建住宅等は耐震診断不要
助成対象工事	バリアフリー対応ユニットバスの設置、トイレの手すりの設置など
助成額	助成額4万円～上限30万円 ※工事費が7万5千円未満は助成対象外

## 共同住宅(分譲)共用型

### すまいづくり推進課

対象者	分譲マンションの管理組合
事業内容	21戸以上の共同住宅の共用部分のバリアフリー改造 ※以下の共同住宅は助成対象外 ・平成14年10月1日以降に建築されたもの ・51戸以上で平成5年10月1日以降に建築されたもの
助成要件	兵庫県福祉のまちづくり条例に適合し、かつ指定する必須工事の実施が必要です。
助成対象工事	通路や廊下のスロープ化、階段の手すりの設置、床のノンスリップ化など
助成額	助成額4万円～上限30万円 ※工事費が7万5千円未満は助成対象外

## 特別型

### 介護保険課・生活支援課

対象者	次の①、②のいずれかに該当する世帯 ①介護保険制度の要介護または要支援認定を受けた被保険者のいる世帯 ②身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けた者のいる世帯 ※①②いずれにも該当する場合は①を優先します。
事業内容	身体状況に応じた既存住宅のバリアフリー改造費の一部を助成
助成要件	次の[A]、[B]が必要です。 [A] 住まいの改良相談員が必要と認める範囲の改造 [B] 耐震診断の実施 ※昭和56年6月以降に建築された住宅等は耐震診断不要
助成対象工事	対象者の身体状況に応じたバリアフリー改造(手すりの取付け、段差解消など)
助成額	助成対象工事の一部(所得により異なります。) ※助成対象限度額は介護保険制度などの住宅改修費とあわせて上限100万円

◆前年分の給与収入金額800万円、所得金額が600万円を超える人がいる世帯は対象外。

◆工事契約・着工は申請後、助成の決定通知を受けた後に行ってください。

◆一般型・共同住宅(分譲)共用型の受付期間は毎年4月1日から11月末まで(予算がなくなり次第終了)